

令和 7 年第 2 回南幌町議会臨時会議事日程

令和 7 年 5 月 7 日 (水)

午 前 9 時 3 0 分 開 議

日程番号	事 件 番 号	事 件 名	結 果
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		諸般報告	
		1 会務報告	
		2 例月出納検査結果報告	
4		常任委員の選任（総務・産業経済）	
5		議会運営委員の選任	
6		諸般報告	
		1 常任委員長及び副委員長の選任報告 （総務・産業経済）	
		2 議会運営委員長及び副委員長の選任報告	
7	議案第 3 0 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度 南幌町一般会計補正予算（第 1 3 号））	
8	議案第 3 1 号	専決処分の承認を求めることについて（町税条例の 一部を改正する条例）	
9	議案第 3 2 号	専決処分の承認を求めることについて（南幌町国民 健康保険税条例の一部を改正する条例）	
1 0	議案第 3 3 号	工事請負契約について（準工業用地等整備工事（第 1 工区））	
1 1	議案第 3 4 号	工事請負契約について（準工業用地等整備工事（第 2 工区））	
1 2	報告第 2 号	令和 6 年度南幌町下水道事業会計予算繰越計算書に ついて	

諸般報告 1

会 務 報 告

月	日	内 容
3 月	1 5 日	道央圏連絡道路（中樹林道路）開通式に各議員出席した。
	1 7 日	議会運営委員会所管事務調査を実施した。
	1 8 日	第 1 回議会臨時会を開催した。
	同 日	広報特別委員会を開催した。
	2 4 日	南幌町議会まちづくり特別委員会を開催した。
4 月	7 日	議会評価提言者会議を開催した。
	8 日	広報特別委員会を開催した。
	1 1 日	全員協議会を開催した。
	1 6 日	広報特別委員会を開催した。
	同 日	議会運営委員会所管事務調査を実施した。
	1 8 日	南空知町村議会議長連絡協議会総会が由仁町で開催され、議長出席した。
	2 4 日	空知町村議会議長会役員会が雨竜町で開催され、議長出席した。
	2 8 日	南幌町議会まちづくり特別委員会を開催した。

諸般報告 2

例月出納検査結果報告について

このことについて、令和7年3月17日及び令和7年4月15日付けをもって別紙のとおり監査委員から報告があったので報告する。

令和7年5月7日提出
南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦

記

南 監 査 号
令和 7 年 3 月 1 7 日

南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦 様

南幌町監査委員 白 倉 敏 美
〃 加 藤 真 悟

例月出納検査の結果について

令和 7 年 3 月 1 7 日に執行した令和 7 年 2 月分の例月出納検査結果を、地方自治法第 2 3 5 条の 2 第 3 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---------|---|------------|
| 1 検査現在日 | 令和 7 年 2 月 2 8 日 | 一般会計及び特別会計 |
| 2 検査実施日 | 令和 7 年 3 月 1 7 日 | |
| 3 検査意見 | 出納事務は適法に取扱われており、異常ないものと認む。
現金出納状況は別紙のとおりである。 | |

令和6年度

現金出納状況

令和7年2月28日現在（単位:円）

区分	歳入			歳出			残高	一時借入・会計間流・充用額		実残高
	前月までの受高	本月中受高	果計	前月までの払高	本月中払高	果計		会計名	金額	
								一時借入金等 国保会計へ 介護会計へ 後期会計へ		
一般会計	6,036,867,037	707,582,414	6,744,449,451	5,600,379,055	614,165,839	6,214,544,894	529,904,557			602,904,557
国保会計	823,627,446	65,091,916	888,719,362	795,576,976	65,584,954	861,161,930	27,557,432	一般会計より	73,000,000	△ 45,442,568
介護保険会計	658,646,792	68,912,700	727,559,492	650,051,982	76,116,335	726,168,317	1,391,175	一般会計より	0	1,391,175
後期高齢者会計	106,097,103	4,529,300	110,626,403	104,683,000	3,433,890	108,116,890	2,509,513	一般会計より	0	2,509,513
歳入歳出外	412,770,412	61,742,677	474,513,089	345,327,672	59,227,569	404,555,241	69,957,848		0	69,957,848
合計	8,038,008,790	907,859,007	8,945,867,797	7,496,018,685	818,528,587	8,314,547,272	631,320,525		0	631,320,525
一時借入金	借入先	金額	名称	金額	名称	金額	名称	歳計	現金（つり銭）	285,000
	南幌町農協		財政調整基金		農業支援対策基金	872,662			信金定期預金	10,577,400
	空知信金		減債基金	14,675,530	ふるさと応援基金	233,128,603			農協定期預金	6,801,200
			教育振興基金	3,760,460	森林環境譲与税基金	2,820,692			農協普通預金	613,656,925
			地域福祉振興基金	13,316,241	消防防災対策基金	10,000,000				
入金			南幌温泉ハート＆ハート基金	49,605,766	国民健康保険事業特別金計基金	135,180,796				
	合計		中山間ふるさと水と土保基金	10,671,315	介護給付費等準備基金	97,868,923	合計		合計	631,320,525

令和6年度

下水道事業会計

令和7年2月28日現在（単位:円）

区分	歳入			歳出			残高	一時借入・会計間流・充用額		実残高
	前月までの受高	本月中受高	果計	前月までの払高	本月中払高	果計		区分	金額	
								区分	金額	
下水道事業（預金）	431,364,138	122,791,794	554,155,932	400,914,157	52,353,868	453,268,025	100,887,907			100,887,907
下水道事業（現金）	0	0	0	0	0	0	0			0
下水道事業（預り金）	468,600	0	468,600	468,600	0	468,600	0			0
計	431,832,738	122,791,794	554,624,532	401,382,757	52,353,868	453,736,625	100,887,907			100,887,907
一時借入金	借入先	基の保管	名称	金額	金額	歳現の保管	金額	区分	金額	金額
	南幌町農協						100,887,907	現金		
	計	180,000,000				0		現金		0
入金		180,000,000						合計		100,887,907

令和6年度

病院事業会計

令和7年2月28日現在（単位:円）

区分	歳入			歳出			残高	一時借入・会計間流・充用額		実残高
	前月までの受高	本月中受高	果計	前月までの払高	本月中払高	果計		区分	金額	
								区分	金額	
病院事業（預金）	1,116,781,169	43,158,501	1,159,939,670	599,739,605	73,303,273	673,042,878	486,896,792			486,896,792
病院事業（現金）	70,000	0	70,000	0	0	0	70,000			70,000
病院事業（預り金）	72,009,733	5,490,299	77,500,032	68,901,192	5,597,658	74,498,850	3,001,182			3,001,182
計	1,188,860,902	48,648,800	1,237,509,702	668,640,797	78,900,931	747,541,728	489,967,974			489,967,974
一時借入金	借入先	基の保管	名称	金額	金額	歳現の保管	金額	区分	金額	金額
	空知信金						339,897,974	現金		70,000
	計	0				0		現金		489,967,974

南 監 査 号
令和 7 年 4 月 1 5 日

南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦 様

南幌町監査委員 白 倉 敏 美
〃 加 藤 真 悟

例月出納検査の結果について

令和 7 年 4 月 1 5 日に執行した令和 7 年 3 月分の例月出納検査結果を、地方自治法第 2 3 5 条の 2 第 3 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---------|---|------------|
| 1 検査現在日 | 令和 7 年 3 月 3 1 日 | 一般会計及び特別会計 |
| 2 検査実施日 | 令和 7 年 4 月 1 5 日 | |
| 3 検査意見 | 出納事務は適法に取扱われており、異常ないものと認む。
現金出納状況は別紙のとおりである。 | |

令和6年度

現金出納状況

令和7年3月31日現在（単位:円）

区 分	歳 入				歳 出				残 高	一時借入・会計間流充用額		実 残 高
	前月までの受高		本 月 中 受 高		前月までの払高		本 月 中 払 高			会 計 名	金 額	
一 般 会 計		6,744,449,451	1,294,991,772		8,039,441,223	6,214,544,894	1,353,879,415		7,568,424,309	471,016,914		
	国 保 会 計	888,719,362	79,389,444		968,108,806	861,161,930	63,435,333		924,597,263	43,511,543	一時借入金等 国保会計へ 介護会計へ 後期会計へ	1,100,000,000 △ 73,000,000 △ 20,000,000 △ 1,000,000
	介護保険会計	727,559,492	154,586,108		882,145,600	726,168,317	74,393,441		800,561,758	81,583,842		73,000,000
	後期高齢者会計	110,626,403	24,565,229		135,191,632	108,116,890	25,735,219		133,852,109	1,339,523		20,000,000
	歳入歳出外	474,513,089	16,914,731		491,427,820	404,555,241	52,293,124		456,848,365	34,579,455		1,000,000
合 計		8,945,867,797	1,570,447,284		10,516,315,081	8,314,547,272	1,569,736,532		9,884,283,804	632,031,277		0
一 時 借 入 金	借 入 先	金 額	基 金	名 称	金 額	名 称	金 額	名 称	金 額	蔵 計	現 金（つり銭）	1,100,000,000
	南幌町農協			財政調整基金	835,660,579	農業支援対策基金				計 現	信金定期預金	285,000
	空知信金	1,100,000,000		減 債 基 金	192,796,545	ふるさと応援基金	872,662			金 現	農協定期預金	10,577,400
				教育振興基金		森林環境譲与税基金	233,128,603			の 保	農協普通預金	6,801,200
				地域福祉振興基金	3,760,460	消防防災対策基金	2,820,692			管		614,367,677
				南幌温泉ハート&ハート基金	13,316,241	国民健康保険事業特別金計基金	10,000,000					
合 計		1,100,000,000		中山間、ふるさと水と土保全基金	49,614,328	介護給付費等準備基金	135,180,796	合計	1,585,691,144	合 計		632,031,277

令和6年度

下水道事業会計

令和7年3月31日現在（単位:円）

区 分	入 入				出 出				残 高	一 時 借 入 ・ 会 計 間 流 充 用 額		実 残 高
	歳 入		歳 出		歳 入		歳 出			区 分	金 額	
	前月までの受高	本 月 中 受 高	累 計	前月までの払高	本 月 中 払 高	累 計						
下水道事業（預金）	554,155,932	192,100,780	746,256,712	453,268,025	269,357,016	722,625,041	23,631,671					23,631,671
下水道事業（現金）	0	0	0	0	0	0	0					0
下水道事業（預り金）	468,600	0	468,600	468,600	0	468,600	0					0
計	554,624,532	192,100,780	746,725,312	453,736,625	269,357,016	723,093,641	23,631,671					23,631,671
借 入 先	金 額	名 称	金 額	名 称	金 額	区 分	金 額	区 分	金 額			
						農 協 普 通 預 金	23,631,671	現 金				0
						農 協 定 期 預 金		合 計	0			23,631,671

令和6年度

病院事業会計

令和7年3月31日現在（単位:円）

区 分	歳 入				歳 出				残 高	一時借入・会計間流・充用額		実 残 高
	前月までの受高	本 月 中 受 高	累 計	前月までの払高	本 月 中 払 高	累 計	区 分	金 額				
病院事業（預金）	1,159,939,670	98,387,751	1,258,327,421	673,042,878	50,557,952	723,600,830			534,726,591			534,726,591
病院事業（現金）	70,000	0	70,000	0	0	0			70,000			70,000
病院事業（預り金）	77,500,032	5,448,211	82,948,243	74,498,850	5,736,038	80,234,888			2,713,355			2,713,355
計	1,237,509,702	103,835,962	1,341,345,664	747,541,728	56,293,990	803,835,718			537,509,946			537,509,946
借入先 空知信金 計	金 額	基 金	名 称	金 額	名 称	金 額	区 分	金 額	区 分	金 額	金 額	金 額
							信 金 普 通 預 金	387,439,946	現 台	金 計	70,000	70,000
							信 金 定 期 預 金	150,000,000			537,509,946	537,509,946

日程 4 常任委員の選任（総務・産業経済）

○総務常任委員（6名）

○産業経済常任委員（5名）

日程 5 議会運営委員の選任

○議会運営委員（5名）

日程 6 諸般報告

1 常任委員長及び副委員長の選任報告（総務・産業経済）

総務常任委員長	
総務常任副委員長	

産業経済常任委員長	
産業経済常任副委員長	

2 議会運営委員長及び副委員長の選任報告

議会運営委員長	
議会運営副委員長	

議案第 31 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同法同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和 7 年 5 月 7 日提出
南幌町長 大 崎 貞 二

記

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、町税条例の一部を改正する条例制定を次のとおり専決処分する。

令和７年３月３１日
南幌町長 大 崎 貞 二

理由

議会の議決すべき事件について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため専決処分するものである。

町税条例の一部を改正する条例

町税条例（昭和３３年南幌町条例第４号）の一部を次のように改正する。

第３６条の２第１０項中「第２条第１５項」を「第２条第１６項」に改める。

第６３条の２第１項第１号中「同条第１５項」を「同条第１６項」に改める。

第８２条第１号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 二輪のもので、総排気量が０．１２５リットル以下かつ最高出力が
４．０キロワット以下のもの 年額 ２，０００円

第８９条第２項第２号中「第２条第１５項」を「第２条第１６項」に改め、同項第５号中「定格出力」の次に「（第８２条第１号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第９０条第２項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第９５条の２第２項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第９５条の２第４項に規定する免許情報個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第５号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第９５条の２第２項第１号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第４項を第５項とし、第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

３ 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第１３９条の３第２項第１号中「第２条第１５項」を「第２条第１６項」に改める。

第147条第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附則第10条の2第4項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第5項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の町税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第82条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法等の改正に伴い、本案を提案するものである。

議案第 3 2 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同法同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和 7 年 5 月 7 日提出
南幌町長 大 崎 貞 二

記

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定を次のとおり専決処分する。

令和７年３月３１日
南幌町長 大 崎 貞 二

理由

議会の議決すべき事件について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため専決処分するものである。

南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

南幌町国民健康保険税条例（平成１９年南幌町条例第１１号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項ただし書中「６５万円」を「６６万円」に改め、同条第３項ただし書中「２４万円」を「２６万円」に改める。

第２６条第１項中「６５万円」を「６６万円」に、「２４万円」を「２６万円」に改め、同項第２号中「２９５，０００円」を「３０５，０００円」に改め、同項第３号中「５４５，０００円」を「５６万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（適用区分）

- ２ この条例による改正後の南幌町国民健康保険税条例の規定は、令和７年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和６年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法施行令の改正に伴い、本案を提案するものである。

議案第 33 号

工事請負契約について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年南幌町条例第 11 号）第 2 条の規定に基づき、指名競争入札に付した工事について、次のとおり請負契約を締結するため地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 5 月 7 日提出
南幌町長 大 崎 貞 二

記

1 契約の目的

準工業用地等整備工事（第1工区）

2 契約の方法

指名競争入札

3 契約金額

金378,400,000円也

（内消費税及び地方消費税の額34,400,000円）

4 契約の相手方

玉川・土井総業特定建設工事共同企業体

代表者 恵庭市相生町4丁目6番30号

株式会社玉川組

代表取締役社長 玉 川 裕 一

構成員 空知郡南幌町南11線西6番地

株式会社土井総業

代表取締役 土 井 義 博

参考

工期 契約締結日より令和7年12月19日まで

議案第 3 4 号

工事請負契約について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年南幌町条例第 1 1 号）第 2 条の規定に基づき、指名競争入札に付した工事について、次のとおり請負契約を締結するため地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 5 月 7 日提出
南幌町長 大 崎 貞 二

記

1 契約の目的

準工業用地等整備工事（第2工区）

2 契約の方法

指名競争入札

3 契約金額

金397,100,000円也

（内消費税及び地方消費税の額36,100,000円）

4 契約の相手方

中山・南幌土建特定建設工事共同企業体

代表者 札幌市東区北19条東1丁目1番1号

株式会社中山組

代表取締役社長 中山 茂

構成員 空知郡南幌町元町1丁目4番5号

株式会社南幌土建

代表取締役 峰 尾 義 明

参考

工期 契約締結日より令和7年12月19日まで

報告第 2 号

令和 6 年度南幌町下水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 2 6 条第 3 項の規定により、
令和 6 年度南幌町下水道事業会計予算繰越計算書について報告する。

令和 7 年 5 月 7 日提出
南幌町長 大 崎 貞 二

記

令和6年度

南幌町下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国道支出金	企業債	その他			
1 資本的支出	1 建設改良費	準工業用地等 下水道整備事業	494,990	221,870	273,120	136,560	136,500	60	0	0	国庫補助事業の採択に伴い、事業を前倒しして実施するに当たり、工期が不足するため

(単位：千円)

